

議 事 日 程 (第1号)

令和5年9月1日 午前10時00分開会

- 日程第 1 会期の決定について
- 日程第 2 会議録署名議員の指名について
- 日程第 3 町長諸報告
- 日程第 4 議会報告
- 日程第 5 議案第47号 令和4年度須恵町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 6 議案第48号 令和4年度須恵町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 7 議案第49号 令和4年度須恵町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 8 議案第50号 令和4年度須恵町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 9 議案第51号 令和4年度須恵町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第10 議案第52号 令和4年度須恵町水道事業会計決算の認定について
- 日程第11 議案第53号 須恵町下水道事業の設置等に関する条例の制定について
- 日程第12 議案第54号 須恵町下水道事業の地方公営企業法適用に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
- 日程第13 議案第55号 須恵町子ども医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第14 議案第56号 須恵町重度障がい者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第15 議案第57号 須恵町ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第16 議案第58号 糟屋郡公平委員会委員の選任について
- 日程第17 議案第59号 糟屋郡公平委員会委員の選任について
- 日程第18 議案第60号 糟屋郡公平委員会委員の選任について
- 日程第19 議案第61号 自治功労者の推薦について
- 日程第20 議案第62号 自治功労者の推薦について
- 日程第21 議案第63号 令和5年度須恵町一般会計補正予算(第3号)
- 日程第22 報告第 3号 令和4年度須恵町健全化判断比率の報告について

- 日程第 2 3 報告第 4 号 令和 4 年度須恵町公営企業の資金不足比率の報告について
日程第 2 4 諮問第 1 号 人権擁護委員の推薦について
日程第 2 5 諮問第 2 号 人権擁護委員の推薦について

本日の会議に付した事件

- 日程第 1 会期の決定について
日程第 2 会議録署名議員の指名について
日程第 3 町長諸報告
日程第 4 議会報告
日程第 5 議案第 4 7 号 令和 4 年度須恵町一般会計歳入歳出決算の認定について
日程第 6 議案第 4 8 号 令和 4 年度須恵町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第 7 議案第 4 9 号 令和 4 年度須恵町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第 8 議案第 5 0 号 令和 4 年度須恵町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第 9 議案第 5 1 号 令和 4 年度須恵町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第 1 0 議案第 5 2 号 令和 4 年度須恵町水道事業会計決算の認定について
日程第 1 1 議案第 5 3 号 須恵町下水道事業の設置等に関する条例の制定について
日程第 1 2 議案第 5 4 号 須恵町下水道事業の地方公営企業法適用に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
日程第 1 3 議案第 5 5 号 須恵町子ども医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例
日程第 1 4 議案第 5 6 号 須恵町重度障がい者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例
日程第 1 5 議案第 5 7 号 須恵町ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例
日程第 1 6 議案第 5 8 号 糟屋郡公平委員会委員の選任について
日程第 1 7 議案第 5 9 号 糟屋郡公平委員会委員の選任について
日程第 1 8 議案第 6 0 号 糟屋郡公平委員会委員の選任について
日程第 1 9 議案第 6 1 号 自治功労者の推薦について
日程第 2 0 議案第 6 2 号 自治功労者の推薦について
日程第 2 1 議案第 6 3 号 令和 5 年度須恵町一般会計補正予算（第 3 号）

- 日程第22 報告第 3号 令和4年度須恵町健全化判断比率の報告について
 日程第23 報告第 4号 令和4年度須恵町公営企業の資金不足比率の報告について
 日程第24 諮問第 1号 人権擁護委員の推薦について
 日程第25 諮問第 2号 人権擁護委員の推薦について

出席議員（13名）

1番	平山 諭	2番	川原 幸治
3番	白水 春夫	5番	男澤 一夫
6番	稲永 辰己	7番	川口 満浩
8番	百田 輝子	9番	三角 栄重
10番	猪谷 繁幸	11番	今村 桂子
12番	三上 政義	13番	田ノ上 真
14番	松山 力弥		

欠席議員（なし）

事務局出席職員職氏名

局長	梅野 猛	主任主事	吉開 英
----	------	------	------

説明のため出席した者の職氏名

町長	平松 秀一	副町長	稲永 修司
教育長	猪股 清貴	税務課理事	合屋 真由美
総務課長	諸石 豊	都市整備課長	世利 昌信
まちづくり課長	吉川 聡士	地域振興課長	平山 幸治
税務課長	中牟田 健	福祉課長	安河内ひとみ
住民課長	百田 敦	会計管理者	横山 剛
健康増進課長	舩本 直明	学校教育課長	吉本 孝治
ふるさと応援課長	船井 弘喜	子育て支援課長	稲岡 慎太郎
社会教育課長	伊藤 泰彦	上下水道課事業課長	岩崎 勝

上下水道課管理課長	権 藤 武 範	総務課参事	黒 川 忠 敬
総務課課長補佐	石 津 伸 篤	監査委員	吉 松 辰 美

午前10時00分開会

○議長（松山 力弥） おはようございます。今日からライブ配信中でございます。ということでございますので、念願でありました町民の皆様にも今の議会の在り方を即見ていただくことになりましたので、委員会でのまた審査、そして議会での審議等、よろしく願いいたします。

開会前に広報特別委員会より会期中の議場内写真撮影の申出があっており、許可したいと思いますので、よろしく願いします。

ただいまから令和5年第3回須恵町議会定例会を開会します。

これより本日の会議を開きます。

まず、議会運営委員長に議会運営委員会の経過報告を求めます。11番、今村桂子君。

○議会運営委員長（今村 桂子） おはようございます。

令和5年第3回定例会議会運営委員会の協議結果を報告します。

8月25日午前10時から議会運営委員会を開催いたしました。

今回、提出された議案は17件、報告2件、諮問2件、町長諸報告5件、閉会中の組合議会報告4件でございます。

委員会付託につきましては、総務建設産業委員会4件、文教厚生委員会3件、決算審査特別委員会6件、予算審査特別委員会1件で、議案第47号から議案第52号までの決算の認定について、議案第58号から議案第60号までの糟屋郡公平委員会委員の選任について、議案第61号及び議案第62号の自治功労者の推戴について、諮問第1号及び諮問第2号の人権擁護委員の推薦については関連議案のため一括議題といたします。

なお、議案第58号から議案第60号までの人事案件、諮問第1号及び諮問第2号は、本日、提案理由の説明後、採決を行います。

会期は、本日9月1日から15日までの15日間。4日から7日までは午前10時から決算審査特別委員会。8日、午前9時から一般質問、終了後、全員協議会。11日、午前9時から工事施工案件現場視察及び説明、終了後、各常任委員会。12日、午前10時から予算審査特別委員会。15日、午前10時から最終本会議、終了後、広報特別委員会を開催いたします。

以上、議会運営委員会の報告を終わります。

日程第1. 会期の決定について

○議長（松山 力弥） 日程第1、会期の決定についてを議題とします。

第3回定例会の会期を本日から9月15日までの15日間とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松山 力弥） 御異議なしと認めます。よって、第3回定例会の会期を本日から9月

15日までの15日間と決定しました。

日程第2. 会議録署名議員の指名について

○議長（松山 力弥） 日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は会議規則第117条の規定により8番議員、9番議員を指名します。

日程第3. 町長諸報告

○議長（松山 力弥） 日程第3、町長の諸報告を求めます。平松町長。

○町長（平松 秀一） 皆さん、おはようございます。9月定例会を招集しましたところ、全議員の御出席の下、当初本会議を迎えられますこと、感謝申し上げます。

それでは、町長諸報告を申し上げます。

令和4年度一般会計決算について

まず、初めに令和4年度の一般会計決算についてでございます。

令和4年度一般会計決算につきましては、歳入総額122億2,348万5,269円に對しまして歳出総額117億9,285万8,705円、歳入歳出差引額4億3,062万6,564円でございます。前年度決算額に對しまして、歳入は3.0%、歳出は2.7%の増となっております。財政構造の弾力性を示します経常収支比率につきましては90.9%と4.7ポイント増加いたしました。

では、具体的に歳入から申し上げます。

町の自主財源の60%を占めております町税でございますが、33億1,243万円となっております。町民税の収納率98.6%、固定資産税は99.4%、町税全体で収入額が4.3%上がり、1億3,500万円の増収でございます。

次に歳出でございます。

まず、人件費でございますが、13億2,850万円。1億8,432万円の減でございます。

職員数につきましては、一般事務、幼稚園教諭、再任用職員のフルタイム・短時間を含めまして職員数は160人、会計年度任用職員は幼保民営化で民間に移籍されたことにより32人の減の23人です。

次に普通建設事業費でございますが、7億9,474万円。対前年度より45.8%の増でございます。

令和4年度の主な事業としましては、補助事業では新原～旅石線道路改良工事を実施いたしました。単独事業では、第三幼稚園改築工事、中部防災センター建設に伴う外構工事、旧国鉄志免炭鉱跡地用地取得費、庁舎内トイレ洋式化工事、文化会館舞台吊物改修工事、文化会館屋上防水

改修工事、福祉センター増改築工事などを行いました。

災害復旧事業でございますが、台風・大雨の被害により佐谷観音谷地区農地災害復旧工事を行いました。

次に繰出金でございます。

令和4年度の繰出金は13億5,626万円で、1億88万円、率にいたしまして8.0%の増でございます。

町特別会計への繰出金といたしまして、国民健康保険特別会計、後期高齢者医療特別会計へ7億7,820万円、公共下水道事業特別会計へ約2億6,891万円、農業集落排水事業特別会計へ3,527万円、福岡県介護保険広域連合本部に負担金として2億7,389万円を支出いたしております。

なお、積立金につきましては、財政調整基金5億63万円、ふるさと応援基金2億1,660万円、公共施設等整備基金7億657万円を積み立てております。

基金の取崩しにつきましては、当初予算において6億1,100万円を繰入金として計上いたしておりましたが、最終的には公共施設等整備基金積立のための財政調整基金6億円の取崩しとなりました。

財政調整基金、減債基金、公共施設等整備基金を合わせましたところの令和4年度末の基金高は37億613万円、ふるさと応援寄附金は7億6,400万円となりました。合計で44億7,000万円となり、過去最高の基金保有額となっております。

新型コロナウイルス感染症の物価高騰に対する支援につきましては、国の地方創生臨時交付金を活用いたしまして、感染防止対策や暮らしの支援、価格高騰による支援など3億4,706万円を投じて積極的に対策を講じてまいっておりました。

また、小中学校を含め多くの公共施設の長寿命化や改修を今後進めてまいりますので、議員の皆様、町民の皆様の御理解と御協力をお願い申し上げる次第でございます。

最後に、議案の提出に合わせてまして財政健全化法に伴います財政の健全化判断比率及び公営企業の資金不足率を監査委員の意見をつけまして御報告いたしておりますが、両比率につきましては前年度に引き続き正常の範囲内であったことを申し添えます。

令和4年度水道会計事業決算について

次に令和4年度水道会計事業決算についてでございます。

令和4年度は比較的雨量が少ない年となりましたが、町の配水量に関しましては安定的な供給ができております。

令和4年度収支は消費税抜きで水道事業収益が6億1,528万8,425円に対しまして同費用は5億4,110万5,933円で当年度純利益は7,418万2,492円の黒字となっております。

ます。

収入面では主な収入であります給水収益が前年度と比較しましてわずかに減少しております。これは、給水申込件数は増加しておりますが、コロナ禍での自宅中心の生活スタイルがコロナ前に戻りつつあり、また節水効果の高い生活家電の普及等によるものと思われま。

費用面では隔年実施の浄水場の新砂入替え業務を令和4年度に実施したことや動力費の高騰等によりおよそ1,000万円の増加となっております。

今後も、これまで以上に経常経費の削減と経営の効率化を図り、水道事業の健全な経営維持と安全で良質な水道水を安定的に供給できますよう努めてまいります。

エネルギーや食料品の価格高騰による支援について

次にエネルギーや食料品の価格高騰による支援についてでございます。

今回、2つの支援策を提案させていただいております。

まず、エネルギーや食料品の物価高騰などで影響を受けている町内の子育て世帯並びに高齢者への生活支援策としましてゼロ歳から18歳及び65歳以上を対象に1人につき5,000円の生活支援商品券を発行いたします。

なお、今回はキャッシュレス決済を促進するためカードタイプの電子商品券を予定しております。

商品券は町内の小売店や飲食店で使うことができ、11月中旬から商品券の取扱店舗を募集し、商品券の利用期間は12月から来年2月末までを予定しております。

次に、保護者が負担する学校給食につきまして、現在、1食当たり280円でございますが、近年の食材の価格高騰により給食の質を維持していくことが困難な状況となっております。

令和5年度においてもさらに食材価格の高騰が続いているため、児童の栄養を確保するためには1食当たり310円が必要となります。安定した学校給食の運営を図り、併せて保護者の負担軽減を図るため、小学校3校に対しまして合計で1,291万円の給食材料費を支援いたします。

この2つの支援は国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金のコロナ禍におけるエネルギー・物価高騰対応分を活用した須恵町独自の事業でございますので、御審議方よろしくお願いたします。

トイレトレーラーの災害派遣について

次にトイレトレーラーの災害派遣についてでございます。

令和5年7月10日の記録的大雨で土石流に見舞われた久留米市にトイレトレーラーを派遣いたしました。同月15日夕方に久留米市よりトイレトレーラーの派遣要請があり、翌16日早朝に久留米市へ派遣、朝8時には設置完了しております。

設置場所は久留米市田主丸町竹野地区で、今回の記録的大雨により土石流に見舞われた場所の

近くに設置しており、被災者や工事関係者、ボランティアの方などに利用されております。

令和2年度にトイレトレーラーを購入し、新型コロナウイルスの影響によりトイレトレーラーを使う機会がありませんでした。本年度は、新型コロナウイルスも5類に移行し、8月12日開催のふれあいレインボー夏フェスに設置し、お披露目する予定にしておりましたが、人命には代えられないという思いから派遣を決断いたしました。

今後もトイレトレーラーによる被災地支援を積極的に行ってまいりたいと考えております。

子どもに対する医療費助成の拡充について

最後に子どもに対する医療費助成の拡充についてでございます。

本議会において子どもに対する医療費助成の拡充を図るための条例改正案を提出させていただいております。

町民の皆様が安心して子どもを産み育てる希望がかなえられ将来に明るい希望を持てる社会づくりは、町長就任以来、最重要課題と考え、取り組んでまいりました。

子どもに対する医療費の助成制度を充実させることは、子育て世帯を経済的に支援し、これから子どもを産み育てたいと考えている方々にも安心感を持っていただけたと考えております。

助成拡充の具体的な内容としましては、まず、3歳から小学校就学前の子どもについては、入院・通院ともに自己負担なし、無料で医療を受けられるものといたします。小中学生につきましては、入院は無料とし、通院は1医療機関につき月額500円までの自己負担で受診できるものとします。

世界に例を見ない速度で進んでいる我が国の少子高齢化は国の在り方に関わる大きな問題ですが、全国的に人口減少が進む中、福岡都市圏を構成する糟屋地区は人口増加が続いております。

須恵町が住みたい魅力ある町であり続けるためには魅力ある糟屋地区であり続けることが大切であると考えております。このたびの子どもに対する医療費助成の拡充につきましては糟屋地区の市町長協議会で長い時間をかけて議論した上で近隣市町と足並みをそろえて本議会に提案させていただいております。

町内外の住民から須恵町が選ばれる町となるため、子どもの成長や子育てを支援する施策を実施し、子どもと家族に笑顔が輝き、未来につながるまちづくりを進めてまいりたいと考えております。

今回、提案させていただく制度の改正では、3歳から中学校までの子どもは、子ども医療費助成制度、重度障がい者医療費助成制度、ひとり親家庭等医療費助成制度、どの制度の対象になっている子どもも全て今よりも充実した同じ内容の助成を受けられる改正案といたしております。

詳細は、条例改正案で御提案し、御説明させていただきます。議員各位の御理解を賜りますようお願いいたします。

以上でございます。

○議長（松山 力弥） これより町長の諸報告に対する質疑に入りますが、議案に関係ある事項につきましては提案のときに併せて質疑をお願いします。

町長の諸報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。——質疑なしと認めます。

日程第4. 議会報告

○議長（松山 力弥） 日程第4、これより議会報告に入ります。

閉会中に北筑昇華苑組合議会が開催されておりますので、組合議員の報告を求めます。3番、白水春夫君。

○議員（3番 白水 春夫） 皆さん、おはようございます。

北筑昇華苑組合議会を報告いたします。

令和5年8月9日に古賀市役所第1委員会室において第2回定例会が開催されました。

議事日程についてはお手元の資料のとおりです。

日程第4、諸報告では議会報告第1号の地方自治法の規定による出納検査及び定期監査の結果報告がありました。

日程第5、第17号議案令和5年度北筑昇華苑組合会計補正予算（1号）については、歳入歳出予算それぞれ1,067万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ2億9,998万7,000円とし、全員賛成で可決しました。

日程第6、第18号議案から第20号議案、糟屋郡公平委員会の選任について、糟屋郡公平委員会委員の任期が令和5年10月31日で満了となることに伴い後任委員を選任するに当たり糟屋郡公平委員会規約第3条第1項の規定により組合議会の同意を求めるもので、安倍政明氏、城戸清壽氏、尾畠弘典氏以下3名についてはそれぞれ全員賛成で同意しました。

日程第7、第21号議案令和4年度北筑昇華苑組合会計決算の認定については、歳入総額4億147万6,070円、歳出総額3億7,003万434円、歳入歳出差引額6,444万5,636円となっており、全員賛成で認定しました。

詳細は議員控室に置いてありますので、御参照ください。

以上、北筑昇華苑組合議会報告を終わります。

○議長（松山 力弥） 次に粕屋南部消防組合議会の報告を求めます。6番、稲永辰己君。

○議員（6番 稲永 辰己） 令和5年8月21日月曜日に行われました令和5年第3回8月粕屋南部消防組合議会定例会について御報告いたします。

粕屋南部消防組合議会定例会の議事日程についてはお手元の資料のとおりでございます。

日程第4、議案第13号から日程第6、議案第15号糟屋郡公平委員会委員の選任同意につい

ては糟屋郡公平委員会委員が令和5年10月31日で満了に伴い後任委員を選任するに当たり議会の同意を求めるもので、城戸清壽氏（篠栗町）、安倍政明氏（久山町）、尾畠弘典氏（福岡市）の選任についてそれぞれ全員賛成で同意しました。

日程第7、議案第16号粕屋南部消防組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定については新型コロナウイルス感染症により生じた事態に対処するため人事院規則により設けられた特殊勤務手当の特例の一部が改正されたことにより新型コロナウイルス感染症に係る消防手当の特例の削除について議会の議決を求めるもので、全員賛成で可決しました。

日程第8、議案第17号粕屋南部消防組合火災予防条例の一部を改正する条例の制定については、対象火器設備等の位置、構造及び管理並びに対象火器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令及び火災予防条例（例）が改正されたことに伴い、変電設備、急速充電設備、蓄電設備、厨房設備の条文の一部改正について議会の議決を求めるもので、全員賛成で可決しました。

日程第9、議案第18号令和4年度粕屋南部消防組合一般会計歳入歳出決算認定については、実質収支に関する調書で歳入総額21億8,482万4,834円、歳出総額21億2,209万9,200円、歳入歳出差引額6,272万5,634円、事故繰越繰越額3,670万8,040円、実質収支額2,601万7,590円となっており、全員賛成で認定しました。

日程第10、議案第19号令和4年度粕屋南部消防組合粕屋中南部休日診療所事業特別会計決算認定については、実質収支に関する調書で歳入総額5,031万7,723円、歳出総額3,436万5,375円、歳入歳出差引額1,595万2,348円、実質収支額1,595万2,348円となっており、全員賛成で認定しました。

日程第11、報告第1号粕屋南部消防組合一般会計事故繰越し繰越計算書については令和4年度事業において完了できなかった事業について次年度に繰り越すもので、新型コロナウイルス感染症及び半導体の納期遅延等の諸事情により、AVM・無線通信施設移設事業委託契約（化学消防ポンプ自動車）納期遅延、化学消防ポンプ自動車整備事業シャシ納期遅延、緊急連絡車整備事業シャシ納期遅延により翌年度に繰り越すべき財源として事故繰越繰越額3,670万8,040円とするとの報告がありました。

詳細につきましては議員控室に資料を置いておりますので、御参照いただきますようよろしくお願いたします。

以上をもちまして令和5年第3回8月粕屋南部消防組合議会定例会についての報告を終わります。

○議長（松山 力弥） 次に須恵町外二ヶ町清掃施設組合議会の報告を求めます。5番、男澤一夫君。

○議員（5番 男澤 一夫） 令和5年8月21日に行われました令和5年第2回須恵町外二ヶ町清掃施設組合議会定例会について御報告いたします。

議事日程につきましてはお手元の資料のとおりとなっております。

日程第3、組合長諸報告については、し尿処理施設洒水園につきましては、放流水は安定した水質が維持されており、令和4年度は1万62キロリットルのし尿を処理し、順調に処理業務が行われているとのこととあります。しかし、施設は昭和57年より稼働し、41年が経過し、老朽化が進んでおり、改修工事等を行いながら延命化対策を図っているとの報告がっております。

次に、ごみ処理施設クリーンパークわかすぎにつきましては、RDF施設及びリサイクルプラザの両施設とも順調に稼働しており、RDF施設におきましては令和4年度は4万3,465トンの可燃ごみを処理し、2万5,316トンのRDFを大牟田リサイクル発電所に再出したとのこととあります。

また、リサイクルプラザにおきましては2,970トンの不燃粗大ごみ等を処理しており、そのうち有価物としましてアルミ缶、スチール缶やペットボトルなどを約1,000トン排出し、6,839万円の売却益が出ているとの報告がっております。

次に、大牟田リサイクル発電事業につきましては、去る7月11日に2023年度大牟田リサイクル発電事業連絡会議があり、清算金見込額が提示されております。

次期ごみ処理施設整備事業の進捗状況につきましては、6月14日に建設予定地の造成工事及び整備工事の安全祈願祭を執り行いまして、現在、整備工事に着手しております。整備工事は9月末終了予定で、その後、造成工事に着手し、令和6年7月末に竣工予定でございます。

また、次期ごみ処理施設整備運営事業の事業者選定を選定委員会にお願いしており、11月中旬に最優秀提案者を選定の上、答申を頂き、11月下旬には事業者を決定いたします。

地元3区への対策事業については検討委員会の代表者会議を重ねながら地元要望について協議を行っており、今年度中には協定書の調印を行う予定で進めているとの報告がっております。

日程第4、議案についてですが、人事案件4件を含め6件、報告は2件、上程されております。

議案第8号須恵町外二ヶ町清掃施設組合監査委員の選任については須恵町の御手洗辰雄氏が選任され、全員賛成で同意しております。

議案第9号令和4年度須恵町外二ヶ町清掃施設組合一般会計歳入歳出決算の認定については、決算総額につきましては、収入済額20億8,890万6,869円、支出済額17億8,561万1,782円、差引残額3億329万5,087円となっております。須恵町の分担金としましては3億4,106万円で3町分担金総額の31.3%となっております。全員賛成で認定しております。

議案第10号令和5年度須恵町外二ヶ町清掃施設組合一般会計補正予算（第1号）については、

歳入歳出それぞれ37万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ31億1,286万8,000円とするものです。

主なものとしまして、歳入につきましては前年度繰越金の確定により須恵町分担金につきましては6,028万7,000円の減額となっております。

歳出の増額の主な要因としましては、給与改定による補正額が17万9,000円、監査委員費の補正額が5,000円、次期ごみ処理施設整備事業費の来年3月に予定している調印式のための補正額が18万9,000円の増額となっております。

全員賛成で可決しております。

議案第11号から議案第13号の糟屋郡公平委員会委員の選任についてはそれぞれ全員賛成で同意しております。

日程第5、報告については、報告第1号令和4年度須恵町外二ヶ町清掃施設組合一般会計継続費に係る繰越計算書の報告について、地方自治法施行令第145条第1項の規定により報告するもので、次期ごみ処理施設整備事業の継続費の総額22億5,808万2,000円、うち令和4年度の予算計上額13億4,568万2,000円に対し、翌年度通次繰越額12億8,714万770円。繰越しの主な理由としまして造成及び整備工事の契約が年度末になったことによる工事費等の繰越しと報告を受けております。

報告第2号令和4年度須恵町外二ヶ町清掃施設組合一般会計繰越明許費に係る繰越計算書の報告について、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告するもので、周辺対策工事の7,512万2,000円に対し、翌年度繰越額3,000万円。繰越しの理由としまして関係機関との調整に時間を要したことによる工事費の繰越しと報告を受けております。

詳細につきましては議員控室に資料を置いておりますので、御参照願います。

以上で須恵町外二ヶ町清掃施設組合議会報告を終わります。

○議長（松山 力弥） 次に糟屋郡篠栗町外一市五町財産組合議会の報告を求めます。7番、川口満浩君。

○議員（7番 川口 満浩） おはようございます。

糟屋郡篠栗町外一市五町財産組合議会報告を行います。

令和5年8月28日、糟屋郡篠栗町外一市五町財産組合において第2回定例会が開催されました。

議事日程についてはお手元の資料のとおりでございます。

議案第4号令和5年度糟屋郡篠栗町外一市五町財産組合一般会計補正予算（第1号）については、歳入歳出予算の総額1億440万1,000円に歳入歳出それぞれ565万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1億1,005万9,000円とするものです。

歳入については令和4年度に確定いたしました繰越金の追加、歳出については、林業費の森林整備業務委託料の費用532万1,000円、加えて予見し難い将来の状況変化から生ずる財政需要に備える予備費として33万7,000円を追加するもので、全員賛成で可決しました。

議案第5号令和4年度糟屋郡篠栗町外一市五町財産組合一般会計歳入歳出決算の認定については、実質収支に関する調書のとおり、歳入総額1億384万4,526円、歳出総額7,818万5,714円、歳入歳出差引額2,565万8,812円、実質収支額2,565万8,812円となっており、歳入の主なものは、県補助金2,702万5,360円、財産売払収入2,300万1,518円、繰越金2,950万9,172円、歳出の主なものは、総務管理費1,860万887円、林業費5,733万5,827円、道路橋梁費141万2,000円となっており、全員賛成で認定しました。

議案第6号から議案第8号糟屋郡公平委員会委員の選任について、篠栗町の城戸清壽氏、久山町の安倍政明氏、福岡市の尾畠弘典氏をそれぞれ全員賛成で同意しました。

なお、詳細につきましては議員控室に資料を置いてありますので、御参照いただきますようよろしくお願いいたします。

以上、糟屋郡篠栗町外一市五町財産組合議会報告を終わります。

○議長（松山 力弥） そのほか閉会中の活動につきましては事前に資料を載せておりますので、報告を省略します。

議会報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ありませんか。——質疑なしと認めます。

これより議事に入りますが、一括議題についてお諮りします。議案第47号から議案第52号まで、議案第58号から議案第60号まで、議案第61号及び議案第62号、諮問第1号及び諮問第2号については、それぞれ関連議案でありますので、一括議題とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松山 力弥） 御異議なしと認めます。よって、一括議題とすることに決定しました。

次に、議案第58号から議案第60号まで、諮問第1号及び諮問第2号は、議会運営委員会報告にありましたように、提案理由の説明後、本日、採決を行いたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松山 力弥） 御異議なしと認めます。よって、本日、採決することに決定しました。

日程第5. 議案第47号

日程第6. 議案第48号

日程第7. 議案第49号

日程第8. 議案第50号

日程第9. 議案第51号

日程第10. 議案第52号

○議長（松山 力弥） 日程第5、議案第47号令和4年度須恵町一般会計歳入歳出決算の認定について、日程第6、議案第48号令和4年度須恵町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第7、議案第49号令和4年度須恵町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第8、議案第50号令和4年度須恵町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第9、議案第51号令和4年度須恵町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第10、議案第52号令和4年度須恵町水道事業会計決算の認定について、以上6議案を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。横山会計管理者。

○会計管理者（横山 剛） おはようございます。

それでは、議案第47号から議案第51号までの令和4年度須恵町一般会計及び各特別会計の歳入歳出決算の認定について一括して御説明申し上げます。

なお、先ほどの町長の諸報告と一部重複する部分があるかと思いますが、御了承をお願いいたします。

また、監査委員による決算審査につきましては、去る7月14日から7月28日まで実施されまして意見書を提出していただいておりますので、決算の内容、主な財政指標等、後ほど御参照いただきたいと思います。

それでは、別冊の令和4年度須恵町歳入歳出決算書により御説明いたします。

最初に議案第47号令和4年度須恵町一般会計歳入歳出決算の認定についてです。

決算書の4ページ、5ページをお開きください。

歳入の収入済額の主な構成比を申し上げますと、1款町税は歳入全体の27.1%、7款地方消費税交付金5.5%、10款地方交付税17.6%、次の6ページ、7ページに移りまして、14款国庫支出金18.5%、15款県支出金7.3%、17款寄附金6.0%、18款繰入金4.9%、21款町債4.2%となっております。

一番下、歳入合計の行の収入済額の予算現額に対する収入率は96.7%、調定額に対する収入率は99.0%となっております。

次に8ページ、9ページの歳出の支出済額の主な構成比を申し上げます。

2款総務費は歳出全体の23.7%、3款民生費37.3%、4款衛生費10.1%、8款土木

費4.5%、次の10ページ、11ページに移りまして、9款消防費3.8%、10款教育費10.8%、12款公債費5.3%となっております。

一番下、歳出合計の行の支出済額の予算現額に対する執行率は93.3%ですが、予算現額から翌年度繰越額2億9,410万円を除いた執行率は95.5%となっております。

翌年度へ繰り越す額の内容は、第三幼稚園（仮称）改築工事、旧柱田ため池災害復旧事業となっております。

次に12ページをお願いします。

実質収支に関する調書ですが、歳入総額122億2,348万5,269円に対して歳出総額117億9,285万8,705円で歳入歳出差引額4億3,626万564円。これから4. 翌年度へ繰り越すべき財源（2）繰越明許費繰越額6,187万9,000円を差し引いた実質収支額は3億6,874万7,564円。この実質収支額から前年度の実質収支額を差し引いた単年度収支は1,335万2,298円の赤字です。

これに黒字要素であります財政調整基金への積立金5,062万5,000円を加え、赤字要素であります財政調整基金からの取崩し額6億円を差し引いた実質単年度収支は財政調整基金から公共施設等整備基金への振替により5億6,272万7,298円の赤字となっております。

次に議案第48号令和4年度須恵町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についてです。

252ページ、253ページをお開きください。

一番下、歳入合計の行の収入済額の予算現額に対する収入率は100.2%、調定額に対する収入率は93.1%となっております。

次の254、255ページの一番下、歳出合計の行の支出済額の予算現額に対する執行率は99.9%となっております。

次の256ページをお願いいたします。

実質収支に関する調書ですが、歳入総額28億8,221万5,398円に対して歳出総額28億7,507万2,458円で歳入歳出差引額は714万2,940円となり、実質収支額も同額です。

これを単年度収支で見ますと279万9,983円の黒字です。これに黒字要素であります前年度分の交付金返還金等1,907万295円を加え、法定繰入金以外の一般会計からの赤字補填繰入金3,528万円を差し引いた実質単年度収支は1,340万9,722円の赤字となっております。

次に議案第49号令和4年度須恵町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてです。

286ページ、287ページをお開きください。

一番下、歳入合計の行の収入済額の予算現額に対する収入率は100.3%、調定額に対する

収入率は98.6%となっております。

次の288ページ、289ページ一番下、歳出合計の行の支出済額の予算現額に対する執行率は93.9%となっております。

次の290ページをお願いいたします。

実質収支に関する調書ですが、歳入総額4億2,318万3,799円に対して歳出総額3億9,610万7,637円で歳入歳出差引額は2,707万6,162円、実質収支額も同額です。

次に議案第50号令和4年度須恵町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてです。304ページ、305ページをお開きください。

一番下、歳入合計の行の収入済額の予算現額に対する収入率は99.8%、調定額に対する収入率は99.3%となっております。

次の306ページ、307ページ一番下、歳出合計の行の支出済額の予算現額に対する執行率は99.2%となっております。

次の308ページをお願いいたします。

実質収支に関する調書ですが、歳入総額11億134万6,949円に対して歳出総額10億9,441万1,294円で歳入歳出差引額は693万5,655円、実質収支額も同額です。

最後に議案第51号令和4年度須恵町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定についてです。

328ページ、329ページをお開きください。

一番下、歳入合計の行の収入済額の予算現額に対する収入率は99.9%、調定額に対する収入率はほぼ100%となっております。

次の330ページ、331ページ一番下、歳出合計の行の支出済額の予算現額に対する執行率は94.3%となっております。

次の332ページをお願いいたします。

実質収支に関する調書ですが、歳入総額6,482万4,992円に対して歳出総額6,120万3,050円で歳入歳出差引額は362万1,942円、実質収支額も同額です。

以上でございます。

○議長（松山 力弥） 次に榎藤上下水道課管理担当課長。

○上下水道課管理担当課長（榎藤 武範） おはようございます。

議案第52号令和4年度須恵町水道事業会計決算の認定についてでございます。

別冊の令和4年度水道事業会計決算書で説明いたします。

4ページ、5ページをお願いいたします。

令和4年度須恵町水道事業決算報告書です。

なお、以下、消費税込みの決算額を報告いたします。

1、収益的収入及び支出です。

収入です。

第1款水道事業収益、5ページの2列目で、決算額6億7,360万1,473円、前年度比0.4%の減です。主な要因は開発行為に伴う給水手数料の減によるものです。

次に支出です。

第1款水道事業費用、5ページの3列目で、決算額5億6,943万2,308円、前年度比2.1%の増です。主な要因は浄水場の新砂入替え業務実施による委託料及び材料費の増です。

次に6ページ、7ページをお願いいたします。

2、資本的収入及び支出です。

収入です。

第1款資本的収入、7ページの3列目で、決算額1,975万2,700円、前年度比28.7%の増です。これは公共下水道事業特別会計からの水道管移設補償費の増によるものです。

次に支出です。

第1款資本的支出、7ページの2列目で、決算額1億9,580万5,647円、前年度比23.9%の増です。主な要因は下水道工事に伴う工事請負費の増によるものです。

6ページの下段です。

資本的収入額が資本的支出額に不足する額1億7,605万2,947円は、過年度損益勘定留保資金、消費税及び地方消費税、資本的収支調整額で補填いたしました。

以上です。よろしくをお願いいたします。

○議長（松山 力弥） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。13番、田ノ上真君。

○議員（13番 田ノ上 真） 13番、田ノ上でございます。

ただいま決算の説明でございましたが、本定例会の決算の認定は各会計において適正かつ効率的な予算執行がなされているかどうか。

また、予算執行の財政的・経済的効果あるいは住民福祉の増進などそれぞれの行政効果を確認する上で重大な使命を有しているものでございます。

また、この決算の認定は町長から監査委員の意見書を付して審議・審査が行われます。意見書につきましては事前に拝読しておりますが、ここで吉松監査委員に今回の意見書の作成に当たり令和4年度決算についての感想及び危惧する点がございましたら答弁をお願いしたいと思うものでございます。よろしく申し上げます。

○議長（松山 力弥） 吉松監査委員、よろしく。自席のほうで結構でございます。御説明をお願いします。

○監査委員（吉松 辰美） それでは、令和4年度の各会計決算についての御報告及び感想を申し上げます。

まず、毎年、同じなんですけど、審査の手続としまして、まず1番目に決算の計数は正確であるか、それから経理事務は関係法令を遵守し、違法、不当、その他の問題点はないか、それから予算の執行に当たっては効率的・合理的になされているか、決算状況から見て財政運営は健全かつ適正になされているかなどの視点で審査を実施いたしました。

審査に付された各会計の歳入歳出決算書、同事項別説明書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書等の各決算資料は関係法令に準拠して作成されており、その計数は、関係帳簿等、その他帳票処理と照合した結果、誤りのないものと認められました。

また、予算の執行及び関連する事務の処理は適正に行われているものと認められました。

また、私の詳細な感想は決算審査意見書の各会計の結びに記載しておりますので、ここでは割愛させていただきます。

また、危惧する点といたしましては、適正に事務処理は行われている中でも、人が行う事務ですので、細部についてはミスや認識がないことでの処理や事務の漏れが散見されました。このような不備はまだチェック体制の強化で改善できるレベルであると考えます。重大なミスに発展する前に内部統制制度の構築を願うものであります。

内部統制制度とは事務上のリスク（処理ミスや不正）が発生しないための対応策を整備・運用する仕組みで、法令等を遵守しつつ適正な業務の執行を組織的に徹底することで行政サービスに対する信頼確保を図るものです。

この内部統制制度は県・市では義務化されており、町村では努力義務でございますが、将来的には全自治体に導入が義務化されることが予見されることからぜひ構築への御検討を執行部にお願いたします。

議員の皆様におかれましては、決算の認定は、住民の福祉の増進のため我々監査委員と違う視点での予算執行における行政効果また財政民主主義の観点から審査されますことを御期待申し上げます。

また、監査委員の果たすべき職務の重要性に鑑み、今後とも研さんに努めまして公正公平の立場で使命感と責任感を持って職務を遂行してまいります。議会の皆様の御指導、御鞭撻のほどよろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（松山 力弥） よろしいですか。ほかに質疑ありませんか。——これにて質疑を終結しま

す。

お諮りします。議案第47号から議案第52号については、議長、監査委員を除く11人で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託し、審査することにしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松山 力弥） 御異議なしと認めます。よって、議案第47号から議案第52号までは、決算審査特別委員会に付託し、審査することに決定しました。

なお、正副委員長については調整ができておりますので、報告します。委員長に田ノ上真君、副委員長に猪谷繁幸君であります。

ここでお諮りします。暫時、休憩をしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松山 力弥） 御異議なしと認めます。よって、暫時休憩いたします。

再開を11時10分といたします。休憩に入ります。

午前11時01分休憩

午前11時10分再開

○議長（松山 力弥） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第11. 議案第53号

○議長（松山 力弥） 日程第11、議案第53号須恵町下水道事業の設置等に関する条例の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。権藤上下水道管理課、もとい、上下水道課管理担当課長。

○上下水道課管理担当課長（権藤 武範） 議案書の1ページをお願いいたします。

議案第53号須恵町下水道事業の設置等に関する条例の制定についてでございます。

この条例の制定について別紙のとおり提出するものです。

提案理由としまして、地方公営企業法第2条第3項及び地方公営企業法施行令第1条第2項の規定に基づき令和6年4月1日から須恵町下水道事業に法の規定の全部を適用することに伴い必要な事項を定めるため当該条例を制定する必要性が生じたので提案するものです。

2ページをお願いいたします。

内容につきましては、須恵町公共下水道事業特別会計及び須恵町農業集落排水事業特別会計の2会計につきましては、地方公営企業法を適用し、須恵町下水道事業を設置するよう定めるものです。

附則といたしまして「この条例は令和6年4月1日から施行する」としております。

以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（松山 力弥） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。——質疑なしと認めます。よって、議案第53号を総務建設産業委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松山 力弥） 御異議なしと認めます。よって、議案第53号を総務建設産業委員会に付託します。

日程第12. 議案第54号

○議長（松山 力弥） 日程第12、議案第54号須恵町下水道事業の地方公営企業法適用に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。権藤上下水道課管理担当課長。

○上下水道課管理担当課長（権藤 武範） 議案書の1ページをお願いいたします。

議案第54号須恵町下水道事業の地方公営企業法適用に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてでございます。

この条例の制定について別紙のとおり提出するものです。

提案理由としまして、地方公営企業法第2条第3項及び地方公営企業法施行令第1条第2項の規定に基づき令和6年4月1日から須恵町下水道事業に法の規定の全部を適用することに伴い当該条例を制定する必要性が生じたので提案するものです。

内容につきましては、須恵町下水道事業の地方公営企業法適用に伴い、関係条例のうち11本につきましては内容の改正及び4本につきましては廃止するものです。

改正の主な内容は、条文中、「水道事業」と表記している箇所を「公営企業」に、また「町長」と表記している箇所を「管理者」に改める等の所要の改正などです。

附則といたしまして「この条例は令和6年4月1日から施行する」としております。

以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（松山 力弥） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ありませんか。——質疑なしと認めます。よって、議案第54号を総務建設産業委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松山 力弥） 御異議なしと認めます。よって、議案第54号を総務建設産業委員会に付託します。

日程第13. 議案第55号

○議長（松山 力弥） 日程第13、議案第55号須恵町子ども医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。百田住民課長。

○住民課長（百田 敦） おはようございます。

議案書の1ページをお願いいたします。

議案第55号須恵町子ども医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例です。

この条例について別紙のとおり提出するものです。

提案理由です。子育て世帯の経済的負担をより一層軽減させることを目的として子ども医療費助成制度を拡充するため当該条例の一部を改正する必要が生じたので提案するものです。

3ページの新旧対照表をお願いいたします。

第2条、定義でございます。この条例における用語の定義の改正です。

第1項第1号「子ども」について改正前の条文で「須恵町に住所を有する乳幼児、児童及び生徒」としております。これを「生徒」を削除して「乳幼児及び児童」と改めます。理由につきましては3号の「児童」のところで述べさせていただきます。

改正前の条文では重度障がい者医療費の支給を受けている者は子ども医療の対象から除くとなっております。今回の改正案では中学生以下の子どもは全て子ども医療制度の対象とします。そのため、この除外規定を削除しています。

第2号の「乳幼児」につきましては、改正前の条文では対象年齢によって助成内容が違うことからアの3歳になる月の末日までにある者とイの3歳になる月の翌月から6歳になる日以後の最初の3月31日までの間にある者という2つの区分になっております。これを今回の改正で乳幼児は全て同じ医療費全額を助成することから「6歳に達する日以後の最初の3月31日までにある者」という区分にまとめます。

次に3号の「児童」につきましては、改正前の条文では、3号で「6歳に達する日以後の最初の4月1日から12歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者」、すなわち小学生を「児童」、そして4号で「12歳に達する日以後の最初の4月1日から15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者」、すなわち中学生を「生徒」と定義しておりました。

これを、児童福祉法その他の法令で規定する年齢区分に従い、改正後の3号で「15歳に達する日以後の最初の3月31日までにある者」、すなわち小中学生は全て「児童」と定義します。これによりまして改正前の1号及び4号の「生徒」を削除します。

第4条、子ども医療費の支給額の改正です。

次の4ページをお願いいたします。

第1項、改正前の条文では、ただし書と表中で乳幼児、児童、生徒の3区分で医療機関で自己負担する金額の上限額を規定しております。入院以外の場合は、乳幼児のうち3歳になる月の翌月から小学校就学前の方は一月につき800円まで、小学生は一月につき1,200円まで、中学生は一月につき1,600円までを自己負担する上限額とし、これを超える額を子ども医療費として支給しております。入院の場合は、1日につき500円まで、一月に3,500円までは自己負担する規定としております。

改正後は、入院以外の場合、乳幼児は医療費全額を支給するものとし、小中学生は自己負担の上限額を医療機関ごとに一月につき500円までとし、これを超える額を支給すると規定しております。入院につきましては、第2項を追加し、対象者が入院した場合は当該入院に係る自己負担分の相当額の全額を支給する条文を追加しております。

2ページにお戻りいただきまして、附則です。

第1項で「この条例は、令和6年4月1日から施行し、同日以後に受ける医療に係る子ども医療費から適用する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する」とし、第2項で「町長は、前項の規定にかかわらず、施行日前においても、改正後の須恵町子ども医療費の支給に関する条例第5条に係る子ども医療費の受給資格の認定を行い、受給資格者に対して子ども医療証を交付することができる」としております。

以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（松山 力弥） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ありませんか。——質疑なしと認めます。よって、議案第55号を文教厚生委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松山 力弥） 御異議なしと認めます。よって、議案第55号を文教厚生委員会に付託します。

日程第14．議案第56号

○議長（松山 力弥） 日程第14、議案第56号須恵町重度障がい者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。百田住民課長。

○住民課長（百田 敦） 議案書の1ページをお願いいたします。

議案第56号須恵町重度障がい者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例です。

この条例について別紙のとおり提出するものです。

提案理由です。子育て世帯の経済的負担をより一層軽減させることを目的として重度障がい者医療費助成制度を拡充するため当該条例の一部を改正する必要が生じたので提案するものです。

3 ページの新旧対照表をお願いいたします。

第3条、対象者の改正です。

第1項第1号「対象者」では、改正前の条文で、この条例の対象者を「須恵町の区域内に住所を有する3歳に達する日の属する月の翌月からの者であること」としておりましたが、子ども医療費支給条例の改正で中学生以下の子どもを全て子ども医療費の支給対象とする改正によりまして、現行制度では子ども医療費支給制度、重度障がい者医療費支給制度、両方の対象となっておりました3歳到達翌月から中学生までの子どもは重度障がい者医療費の対象者ではなくなります。よって、対象者の年齢の規定を削除し、「須恵町に住所を有する者」と改正します。

第2項は、この条例の対象者から除外する者の規定です。第1項の改正理由により、第3号を追加し、須恵町子ども医療費の支給に関する条例第2条第1号に規定する子どもを除外の対象としております。

第4条重度障がい者医療費の支給額です。

第1項第1号で入院の場合の支給額を規定しており、改正前の条文で15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者についての金額を規定しておりますが、中学生以下を全て子ども医療の対象にすることによりこの規定が不要になるため改正後の条文で削除しております。

2 ページに戻っていただいて附則です。

第1項で「この条例は、令和6年4月1日から施行し、同日以後に受ける医療に係る重度障がい者医療費から適用する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する」とし、第2項で「町長は、前項の規定にかかわらず、施行日前においても、改正後の須恵町重度障がい者医療費の支給に関する条例第5条に係る重度障がい者医療費の受給資格の認定を行い、受給資格者に対して重度障がい者医療証を交付することができる」としております。

以上です。よろしくをお願いいたします。

○議長（松山 力弥） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ありませんか。——質疑なしと認めます。よって、議案第56号を文教厚生委員会に付託したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松山 力弥） 御異議なしと認めます。よって、議案第56号を文教厚生委員会に付託します。

日程第15．議案第57号

○議長（松山 力弥） 日程第15、議案第57号須恵町ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。百田住民課長。

○住民課長（百田 敦） 議案書の1ページをお願いいたします。

議案第57号須恵町ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例です。

この条例について別紙のとおり提出するものです。

提案理由です。子育て世帯の経済的負担をより一層軽減させることを目的としてひとり親家庭等医療費助成制度を拡充するため当該条例の一部を改正する必要が生じたので提案するものです。

詳細につきましては新旧対照表で御説明いたします。

3ページをお願いいたします。

第4条、ひとり親家庭等医療費の支給です。

第1項で対象者のうち小中学生について今回提案させていただいております子ども医療費の支給額と同額とする改正を行っております。

第1項第2号、改正前の規定で、入院以外の場合は1医療機関ごとに一月につき800円を自己負担額の上限とし、これを超えた額を支給すると規定しております。改正後は、15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある対象者にあつては医療機関ごとに一月につき500円を自己負担額の上限とし、これを超えた額を支給する規定を追加しております。

第2項は入院に関する規定の追加です。改正前の制度では、入院の場合、1日につき500円、一月につき3,500円までは自己負担としておりますが、前項ただし書の規定にかかわらず15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある対象者が入院した場合は当該入院に係る自己負担分相当額の全額を助成するとしております。

3ページに戻っていただいで附則でございます。

第1項で「この条例は、令和6年4月1日から施行し、同日以後に受ける医療に係るひとり親家庭等医療費から適用する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する」とし、第2項で「町長は、前項の規定にかかわらず、施行日前においても、改正後の須恵町ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例第5条に係るひとり親家庭等医療費の受給資格の認定を行い、受給資格者に対してひとり親家庭等医療証を交付することができる」としております。

以上でございます。よろしくをお願いいたします。

○議長（松山 力弥） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ありませんか。――質疑なしと認めます。よって、議案第57号を文教厚生委員会に付託したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松山 力弥） 御異議なしと認めます。よって、議案第57号を文教厚生委員会に付託します。

日程第16. 議案第58号

日程第17. 議案第59号

日程第18. 議案第60号

○議長（松山 力弥） 日程第16、議案第58号から日程第18、議案第60号までの糟屋郡公平委員会委員の選任について3議案を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。平松町長。

○町長（平松 秀一） 議案第58号、59号、60号につきましてはいずれも糟屋郡公平委員会委員の選任についてでございます。

提案理由といたしましては、糟屋郡公平委員会委員の任期が令和5年10月31日で任期満了することに伴い後任委員を選任するに当たり糟屋郡公平委員会規約第3条1項の規定により議会の同意を求めるものでございます。

議案第58号公平委員会委員の選任について。

糟屋郡公平委員会第3条第1項の規定により下記の者を糟屋郡公平委員会委員に選任することについて議会の同意を求めるものでございます。

住所、篠栗町津波黒3丁目13番16号、氏名、城戸清壽、生年月日、昭和28年2月13日、任期、令和5年11月1日から令和9年10月31日まででございます。

次に議案第59号糟屋郡公平委員会委員の選任についてでございます。

糟屋郡公平委員会規約第3条第1項の規定に基づき下記の者を糟屋郡公平委員会委員に選任することについて議会の同意を求めるものでございます。

住所、久山町大字久原1372番地、氏名、安倍政明、生年月日、昭和28年1月1日、任期、令和5年11月1日から令和9年10月31日まででございます。

議案第60号糟屋郡公平委員会委員の選任についてでございます。

糟屋郡公平委員会規約第3条第1項の規定に基づき下記の者を糟屋郡公平委員会委員に選任することについて議会の同意を求めるものでございます。

住所、福岡市中央区大手門2丁目5番15、ゾンネンハイム大手門214、氏名、尾島弘典、生年月日、昭和59年11月15日、任期、令和5年11月1日より令和9年10月31日まででございます。

よろしくお願いたします。

○議長（松山 力弥） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑あり

ませんか。——質疑なしと認めます。

お諮りします。本案は人事案件でありますので、討論を省略し、採決に入りたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松山 力弥） 御異議なしと認めます。討論を省略し、これより採決に入ります。

議案第58号について採決に入ります。本案に御賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（松山 力弥） 起立全員であります。よって、議案第58号糟屋郡公平委員会の選任については原案のとおり同意することに決定しました。

続いて、議案第59号について採決に入ります。本案に御賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（松山 力弥） 起立全員であります。よって、議案第59号糟屋郡公平委員会の選任については原案のとおり同意することに決定しました。

続いて、議案第60号について採決に入ります。本案に御賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（松山 力弥） 起立全員であります。よって、議案第60号糟屋郡公平委員会の選任については原案のとおり同意することに決定しました。

日程第19. 議案第61号

日程第20. 議案第62号

○議長（松山 力弥） 日程第19、議案第61号及び日程第20、議案第62号自治功労者の推戴について2議案を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。平松町長。

○町長（平松 秀一） 議案第61号並びに議案第62号については自治功労者の推戴についてでございます。

議案第61号自治功労者の推戴について。

自治功労者に下記の者を推戴したいので、須恵町表彰条例第10条第1項の規定により本議会の同意を求めるものでございます。

住所、須恵町大字上須恵113番地、氏名、長澤誠司、生年月日、昭和28年5月25日。

令和5年9月1日、須恵町長、平松秀一。

提案理由は、自治功労者の推戴について提案するものでございます。

議案第62号自治功労者の推戴について。

自治功労者に下記の者を推戴したいので、須恵町表彰条例第10条第1項の規定により本議会の同意を求めるものでございます。

住所、須恵町大字旅石129番地1、氏名、本原康子、生年月日、昭和27年3月13日。

令和5年9月1日提出、須恵町長、平松秀一。

よろしく願いいたします。

○議長（松山 力弥） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑を入ります。質疑はありませんか。——質疑なしと認めます。よって、議案第61号及び議案第62号を総務建設産業委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松山 力弥） 御異議なしと認めます。よって、議案第61号及び議案第62号を総務建設産業委員会に付託します。

日程第21. 議案第63号

○議長（松山 力弥） 日程第21、議案第63号令和5年度須恵町一般会計補正予算（第3号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。諸石総務課長。

○総務課長（諸石 豊） 議案書の1ページをお願いします。

議案第63号令和5年度須恵町一般会計補正予算（第3号）についてでございます。

地方自治法第218条第1項の規定により別冊のとおり提出するので本議会の議決を求めるものでございます。

内容につきましては令和5年度歳入歳出補正予算書で説明いたします。

補正予算書の1ページをお願いいたします。

令和5年度須恵町の一般会計補正予算（第3号）は次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億2,060万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を125億9,054万4,000円とするものです。

第2項歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の金額は第1表歳入歳出予算補正による。

第2条で地方債の追加は第2表地方債補正による、第3条で債務負担行為の追加は第3表債務負担行為補正によるとしております。

補正予算書の2ページをお願いいたします。

まず、歳入からです。

主なものを申し上げます。14款2項国庫補助金は新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨

時交付金及び保育対策総合支援事業費国庫補助金で5,814万4,000円の増額補正、15款2項県補助金は保育所等給食支援費県補助金で596万5,000円の増額補正、16款2項財産売払収入は不動産売払収入で619万2,000円の増額補正、19款1項繰越金は収支調整のため前年度繰越金1億4,464万8,000円を増額補正、21款1項町債は農地・農業用施設災害復旧事業債で300万円の増額補正です。

続いて、3ページ、歳出です。

主なものを申し上げます。2款1項総務管理費は職員人件費や財政調整基金積立金、校区コミュニティ推進事業などで2,432万2,000円の増額補正、3款1項社会福祉費は障がい者福祉サービス事業の障がい福祉サービスシステム再構築業務委託料などで1,192万円の増額補正、3款2項児童福祉費は職員人件費やアザレア幼児園ほか4園に対する保育所等給食支援事業費補助金などで2,536万円の増額補正、7款1項商工費は生活支援商品券発行事業で9,434万7,000円の増額補正、8款2項道路橋梁費は道路新設改良事業で675万7,000円の増額補正、10款2項小学校費は小学校3校への小学校給食費物価高騰対策補助金1,291万円の増額補正、5項社会教育費は類似公民館等施設整備費補助金や久我記念館の展示室監視カメラ設置工事などで656万2,000円の増額補正です。11款1項農林水産業施設災害復旧費は農地・農業施設災害復旧事業及び林業施設災害復旧事業で1,239万6,000円の増額補正です。

4ページをお願いします。

第2表地方債補正、1、追加です。農林水産業施設災害復旧事業債、限度額300万円。起債の方法、利率、償還の方法は記載のとおりです。

5ページをお願いします。

第3表債務負担行為補正の1、追加です。

須恵町子ども計画策定支援業務委託、期間、令和6年度から令和8年度まで、限度額660万円。給食調理等業務委託（須恵南幼稚園分）、期間、令和6年度から令和8年度まで、限度額6,214万3,000円。保育所派遣業務委託（須恵南幼稚園分）、期間、令和6年度から令和8年度まで、限度額1億8,427万2,000円。粕屋南部消防組合負担金（令和4年度借入債償還分）、期間、令和5年度から令和9年度まで、限度額1,081万2,000円でございます。

以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（松山 力弥） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ありませんか。――質疑なしと認めます。よって、議案第63号を、議長を除く12人で構成する予算審査特別委員会を設置し、付託したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松山 力弥） 御異議なしと認めます。よって、議案第63号を予算審査特別委員会に付託します。

なお、正副委員長については、決算審査特別委員会同様、委員長に田ノ上真君、副委員長に猪谷繁幸君であります。

日程第22. 報告第3号

○議長（松山 力弥） 日程第22、報告第3号令和4年度須恵町健全化判断比率の報告についてを議題とします。

報告を求めます。諸石総務課長。

○総務課長（諸石 豊） 報告第3号令和4年度須恵町健全化判断比率の報告についてでございます。

議案書の1ページをお願いいたします。

令和4年度須恵町健全化判断比率について地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により監査委員の意見をつけて別紙のとおり報告いたします。

この法律は、各自治体が財政の健全性に関する比率を公表し、財政の早期健全化及び財政の再生を図ることを目的にしております。

次に2ページをお願いいたします。

実質赤字比率は一般会計を対象とした実質赤字の標準財政規模に対する比率でございます。連結実質赤字比率は一般会計及び特別会計を含めた町全体の会計を対象にした実質赤字の標準財政規模に対する比率です。どちらも赤字がありませんので、ハイフン記号で表示しております。

実質公債費比率とは一般会計が負担する元利償還金等の標準財政規模に対する比率で3年間の平均です。今年は6.9%、前年度は7.0%でしたので、0.1ポイント下がりました。これは公営企業債等繰出金が減となったためです。この比率の早期健全化基準は25%ですので、須恵町は健全な団体と言えます。

次の将来負担比率は公営企業出資法人等を含めた一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率でございます。23.5%、前年度が34.4%でしたので、10.9ポイント下がりました。これはふるさと応援基金積立金や公共施設整備基金による充当可能基金の積立額の増加によるものです。この比率の早期健全化基準は350%でございますので、これも須恵町は健全な団体と言えます。

なお、別冊の決算審査意見書では、監査委員に書類審査していただきましたところ、以上の比率について適正である旨の御意見を頂いております。

以上でございます。よろしくをお願いいたします。

○議長（松山 力弥） 報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ありませんか。——質疑なしと認めます。よって、報告済みとします。

日程第23. 報告第4号

○議長（松山 力弥） 日程第23、報告第4号令和4年度須恵町公営企業の資金不足比率の報告についてを議題とします。

報告を求めます。権藤上下水道課管理担当課長。

○上下水道課管理担当課長（権藤 武範） 報告第4号令和4年度須恵町公営企業の資金不足比率の報告についてでございます。

1 ページをお願いいたします。

令和4年度須恵町公営企業の資金不足比率について地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により監査委員の意見をつけて別紙のとおり報告いたします。

2 ページをお願いいたします。

1、令和4年度公営企業の資金不足比率。

特別会計の名称、水道事業会計、公共下水道事業特別会計、農業集落排水事業特別会計。以上の3会計ともに資金不足比率には該当しないことを御報告いたします。

以上でございます。

○議長（松山 力弥） 報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ありませんか。——質疑なしと認めます。よって、報告済みとします。

日程第24. 諮問第1号

日程第25. 諮問第2号

○議長（松山 力弥） 日程第24、諮問第1号及び日程第25、諮問第2号人権擁護委員の推薦について、以上、諮問2件を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。平松町長。

○町長（平松 秀一） 諮問第1号人権擁護委員の推薦について。

人権擁護委員に下記の者を推薦したいので人権擁護委員法第6条第3項の規定により本議会の意見を求めるものでございます。

住所、須恵町大字旅石72番地、氏名、丸山信幸、生年月日、昭和24年7月4日、任期、令和6年1月1日から令和8年12月31日。

令和5年9月1日提出、須恵町長、平松秀一。

提案理由は、人権擁護委員丸山信幸氏が令和5年12月31日をもって任期満了のため、その

後任を推薦するための提案でございます。

諮問第2号人権擁護委員の推薦について。

人権擁護委員に下記の者を推薦したいので人権擁護委員法第6条第3項の規定により本議会の意見を求める。

住所、須恵町大字上須恵769番地の6、氏名、小南久代、生年月日、昭和35年3月1日、任期、令和6年1月1日から令和8年12月31日。

令和5年9月1日提出、須恵町長、平松秀一。

提案理由は、人権擁護委員米倉清美氏が令和5年12月31日をもって任期満了のため、その後任を推薦するための提案でございます。

よろしく願いいたします。

○議長（松山 力弥） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ありませんか。——質疑なしと認めます。

お諮りします。本案は人事案件でありますので、討論を省略し、採決に入りたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松山 力弥） 御異議なしと認めます。討論を省略し、諮問第1号について採決に入ります。本案に御賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（松山 力弥） 起立全員であります。よって、諮問第1号人権擁護委員の推薦については原案のとおり賛成することに決定しました。

諮問第2号について採決に入ります。本案に御賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（松山 力弥） 起立全員であります。よって、諮問第2号人権擁護委員の推薦については原案のとおり賛成することに決定しました。

—————・—————・—————

○議長（松山 力弥） 以上で本日の議事日程は全て終了しました。

次の本会議は9月8日午前9時から行います。

本日はこれにて散会します。

午前11時49分散会

—————